

第 1 回長崎県県庁舎整備懇話会 配布資料一覧

- 資料 1 会議次第
- 資料 2 配席図
- 資料 3 長崎県県庁舎整備懇話会委員名簿
- 資料 4 長崎県県庁舎整備懇話会設置要綱
- 資料 5 県庁舎及び警察本部庁舎の現状について
～ 現庁舎が抱える課題 ～
- 資料 6 視察箇所の概要

第1回長崎県県庁舎整備懇話会

日 時 平成20年7月12日(土)

9時30分～12時

場 所 県庁第1別館第1・第2会議室

次 第

〔会 議〕 9時30分～

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 知事あいさつ
- 4 議 事
 - (1) 会長及び副会長の選任について
 - (2) 会議の公開について
 - (3) 諮 問
 - (4) 現庁舎が抱える課題について
 - (5) 今後の懇話会の進め方について
 - (6) その他
- 5 閉 会

〔視 察〕 11時～

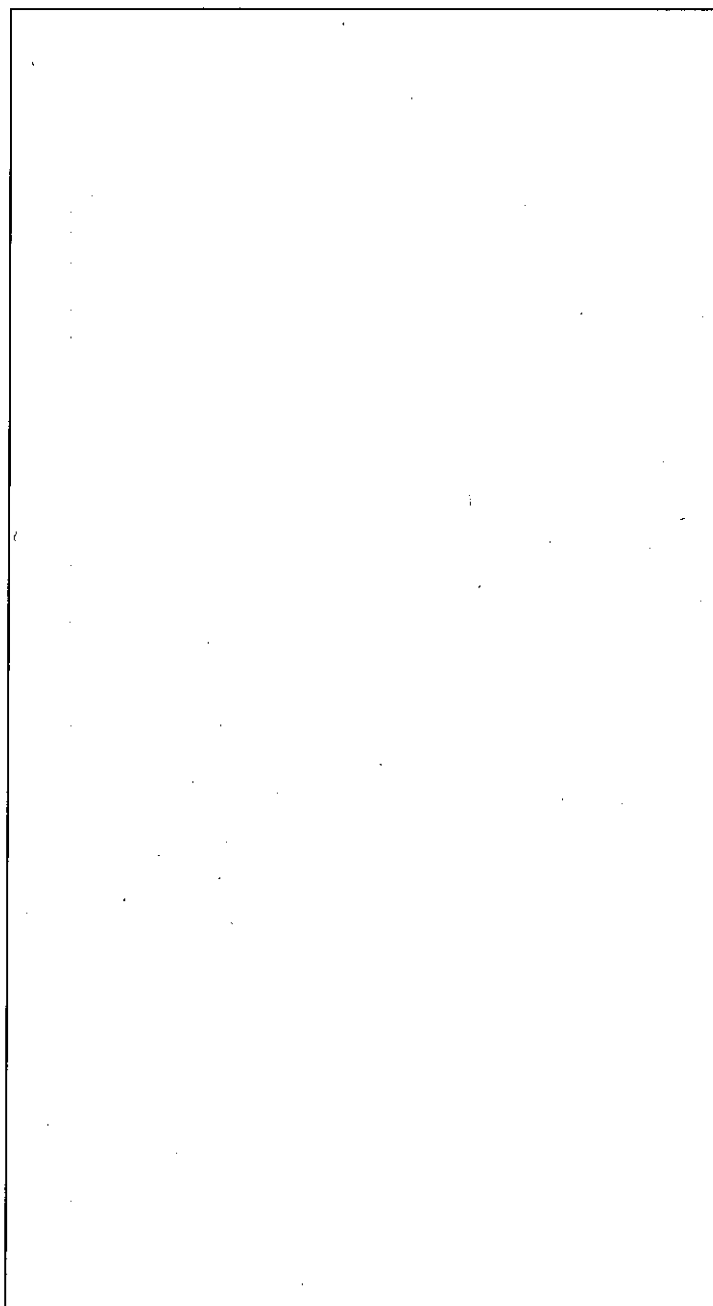
- (1) 長崎魚市跡地
- (2) 警察本部庁舎
- (3) 県庁舎

第1回長崎県県庁舎整備懇話会 配席図

会 長

副会長

脇山 順子 様
吉次 邦夫 様
山口 純哉 様
安元 哲男 様
森本 元成 様
松田 祥吾 様
松尾 忠幸 様
蒔本 恭 様
東園 基宏 様
林 一馬 様
中野 勝利 様
中島 安盛 様
朝長 則男 様
峠 憲治 様



芦塚日出美 様
安部恵美子 様
池原 泉 様
一瀬 政太 様
川添 一巳 様
川端 勲 様
河村紀美子 様
菊森 淳文 様
北村 貴寿 様
楠田 喜熊 様
栗林 英雄 様
後藤 誉志 様
田上 富久 様
高石 哲夫 様
田中登美恵 様

知事公室企画監

知事公室理事

知事公室長

知事

藤井副知事

総務部長

警務部長

長崎県県庁舎整備懇話会委員名簿

芦塚日出美	福岡経済同友会代表幹事、道州制協議会委員	
安部恵美子	(社)長崎県保育協会理事	
池原泉	長崎県商工会連合会会長	
井石八千代	(株)井石代表取締役	(欠席)
一瀬政太	長崎県町村会会長	
井上俊昭	新上五島町長	(欠席)
金子叔司	新興善地区連合自治会会長	(欠席)
川添一巳	(社)長崎国際観光コンベンション協会会長	
川端勲	長崎県漁業協同組合連合会会長	
河村紀美子	一級建築士	
菊森淳文	(財)ながさき地域政策研究所常務理事	
北村貴寿	(社)日本青年会議所 九州地区長崎ブロック協議会会長	
楠田喜熊	特定非営利活動法人がまだすネット代表理事	
栗林英雄	九州ガス(株)代表取締役会長	
後藤誉志	長崎県青年団連合会会長	
小松幸夫	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授	(欠席)
篠原修	政策研究大学院大学教授	(欠席)
田上富久	長崎市長	
高石哲夫	連合長崎会長	

田中登美恵	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長	
峠 憲治	(株)長崎新聞社論説委員長	
朝長 則男	佐世保市長	
中島 安盛	長崎県都市計画審議会会長	
中野 勝利	公募委員	
林 一馬	長崎総合科学大学学長	
東園 基宏	ハウステンボス(株)代表取締役社長	
蒔本 恭	(社)長崎県医師会会長	
松尾 忠幸	公募委員	
松田 祥吾	長崎市中央地区商店街連合会会長	
松藤 悟	長崎県商工会議所連合会会長	(欠席)
森本 元成	(株)日章代表取締役	
安元 哲男	公募委員	
山口 純哉	長崎大学経済学部准教授	
山口ミユキ	(社)長崎県看護協会名誉会長	(欠席)
山中 勝義	長崎県農業協同組合中央会会長	(欠席)
吉次 邦夫	長崎県市長会会長	
脇山 順子	長崎県男女共同参画審議会会長	

計 37人
(50音順、敬称略)

長崎県県庁舎整備懇話会設置要綱

(設置)

第1条 県庁舎の整備に関して、広く県民等の意見を求めるため、長崎県県庁舎整備懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 県庁舎整備に関すること
- (2) 県庁舎建設の基本方針等に関すること
 - ① 県庁舎のあるべき姿
 - ② 県庁舎に必要とされる規模
 - ③ 県庁舎として備えるべき機能
 - ④ 建設手法の検討
- (3) その他、県庁舎整備等に関し必要な事項

(委員)

第3条 懇話会は、知事が委嘱する委員40人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、懇話会として県に対し提言を行うまでとする。

(組織)

第5条 懇話会は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(小委員会)

第6条 第2条に掲げる所掌事務を具体的かつ専門的に検討するため、必要に応じて、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、懇話会の委員の中から、会長が選任する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、知事公室（県庁舎・まちづくり担当）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年6月2日から施行する。